

5. 修理・修景基準に沿った事例

1 修理事業

1-1 歴史的建造物

対象物	対象部分	内容
住宅・ 店舗・ 土蔵・ 倉庫等	屋根・下屋・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は、原則として原型を維持する。 ・棟瓦は、原則として瓦もしくは笏谷石とする。 ・原則として越前瓦葺きとし、下屋、小屋根等は、越前瓦もしくは、銅又は厚板葺きとする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築当時と同様の材料とする。 ・原則として、建築当時と同様の仕上げ、色とする。 *過去の改修等で、建築当時より材料が変更されている場合は、できる限り建築当時の材料と同様の物を使用する。 *その他の場合、別途協議すること。
	玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。 ・木製の格子引戸を基本とする。 *その他の場合、別途協議すること。
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。 ・格子を設ける場合は、原型に見合うものを基本とする。 *その他の場合は、別途協議すること。
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・笏谷石を使用している場合は、できる限り同様のものを使用する。 ・犬走りについても原型に見合うものを基本とする。
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・色調は、銅板以外は茶・黒系の色とする。
	建築意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築年代を象徴する腕木、梁、垂木、袖壁、破風、懸魚等の意匠は、原型を維持する。
門	外観形状	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として越前瓦葺きとする。
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・笏谷石を使用している場合は、できる限り同様のものを使用する。
塀	外観形状	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として越前瓦葺きを基本とする。
	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・板張り又は塗り壁を基本とする。 *その他の場合は別途協議する。
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・笏谷石を使用している場合は、できる限り同様のものを使用する。
付帯 設備等	テレビアンテナ	<ul style="list-style-type: none"> ・見える場所に置かない。
	クーラー等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。
	ガスメーター 電気メーター	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをする。
	電気配線、水道 管、ガス管	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗ることが望ましい。
	自動販売機、郵便 受、牛乳入等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。

■ 地区内の歴史的建造物の事例

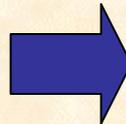


▲ 三国の伝統的建築様式「かぐら建て」 ▲



▲ 地区内の歴史的町家建築物 ▲

■ 地区内の歴史的建造物を修理した事例



▲ 歴史的建造物を修理し、交流施設として活用した事例（旧岸名家） ▲

2 修景事業

2-1 建築物

(1) 木造建築物

対象物	対象部分	内容
住宅・ 店舗・ 倉庫等	屋根・下屋 ・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は原則として勾配屋根とし、できる限り切妻屋根平入りとする。 ・原則として瓦は越前瓦の色調を基本とし、下屋、小屋根等は、瓦もしくは、銅又はこれに類似する金属板とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、板張り及び塗り壁風を基本とする。 ・原則として板張り部分は茶・黒系又は木目調の色とし、塗り壁部分は白系の色とする。 <p>*その他の場合、別途協議すること。</p>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物正面部の本屋の軒高は、できる限り2階建て程度の高さとする。また、小屋根の軒高は周囲の軒高と調和させるものとし、概ね2.5m程度とする。
	壁面線	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面線の位置は、周囲の建物と調和させるものとし、道路境界線より概ね1m程度後退した位置とする。 ・3階の壁面線は2階壁面線より後退させ、道路から目立たないようにする。
	玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・木製の格子引戸を基本とする。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・格子をつける場合は、目の細かいものが望ましい。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・色調は、銅板以外は茶・黒系の色とする。
	建築意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建築物に見られる腕木、梁、垂木、袖壁、破風、懸魚等の意匠を、できる限り配慮する。

■ 屋根・下屋・庇のイメージ



■ 外壁のイメージ



▲ 板張りのイメージ

▲ 塗り壁のイメージ

■ 壁面線のイメージ



▲ 周囲の建物と調和した壁面線の事例



▲ 3階部分を後退させた事例（飛騨市）

■ 玄関のイメージ



▲ 木製の格子引戸のイメージ



▲ サッシのイメージ



▲ 一階部分を車庫にした事例 ▲



■ 窓のイメージ



■ 樋のイメージ



■ 建築意匠のイメージ



▲ 腕木



▲ 梁



▲ 垂木



▲ 袖壁



▲ 破風



▲ 懸魚

(2) 鉄筋コンクリート、鉄骨造等建築物

対象物	対象部分	内容
住宅・ 店舗・ 倉庫等	屋根・下屋 ・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根の場合は、原則として瓦は越前瓦の色調を基本とし、下屋、小屋根等は、銅又はこれに類似する金属板とする。 ・陸屋根の場合は、公道に面する壁面に瓦葺きの下屋風の造作を配慮する。 ＊その他の場合、別途協議すること。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、板張り及び塗り壁風を基本とする。 ・原則として板張り部分は茶・黒系又は木目調の色とし、塗り壁部分は白系の色とする。 ＊その他の場合、別途協議すること。
	壁面線	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面線の位置は、周囲の建物と調和させるものとし、道路境界線より概ね1m程度後退した位置とする。
	玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・木製の格子引戸を基本とする。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・格子をつける場合は、目の細かいものが望ましい。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・色調は、銅板以外は茶・黒系の色とする。

■ 屋根・下屋・庇のイメージ



■ 外壁のイメージ



※ 壁面線、玄関、窓、樋のイメージは、「鉄筋コンクリート、鉄骨造等建築物」の場合も「木造建築物」の場合に準じた内容となります。

(3) 付帯設備等

対象部分	内容
建築物と一体となった柵等	<ul style="list-style-type: none"> ・木製を基本とする。 ・金属類を使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
テレビアンテナ	<ul style="list-style-type: none"> ・見える場所に置かない。
クーラー等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。
ガス・電気メーター	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをする。
電気配線、水道管、ガス管	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗ることが望ましい。
自動販売機、郵便受、牛乳入等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。

■ 付帯設備等を修景した事例



▲ 建築物と一体となった柵の事例



▲ 修景されたエアコンの室外機の事例



▲ 修景された電気メーターの事例（飛騨市）



▲ 修景された電気メーター、郵便受けの事例
（飛騨市）



▲ 修景された郵便受けの事例（関市）



▲ 修景された自販機の事例（関市）

(4) 門・塀

対象物	対象部分	内容
門	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として越前瓦の色調を基本とする。 ＊その他の場合、別途協議すること。
	戸	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、木戸とする。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
塀	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物扱いのものとする。(軒先が出て、瓦は屋根用) ・原則として、越前瓦の色調を基本とする。
	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・板張又は塗り壁を基本とする。 ・原則として板張り部分は茶・黒系又は木目調の色とし、塗り部分は白系の色とする。

■ 門の事例



■ 塀の事例



2-2 工作物

対象物	内容
柵	<ul style="list-style-type: none"> ・木製を基本とする。 ・金属類を使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
石垣、側溝等	<ul style="list-style-type: none"> ・石積、石貼を基本とする。

■ 柵の事例



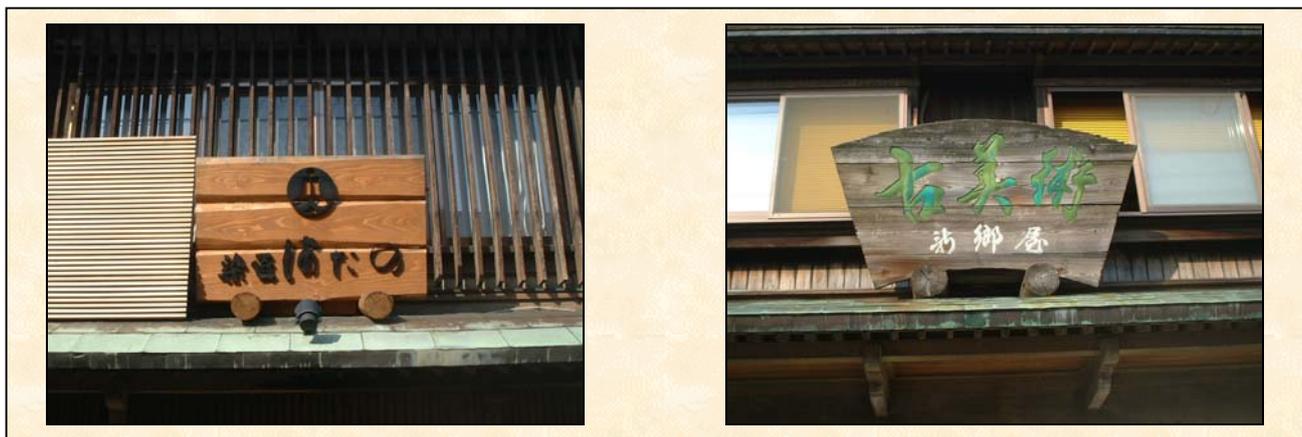
■ 石垣の事例



2-3 屋外広告物

対象物	内容
看板	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ小さな物で業種の表現をする。 ・原則として1個とする。 ・1階部分の屋根に設けることが好ましい。 ・ネオンは使用せず、ライトアップとする。 ・夜光塗料、蛍光塗料は使用しない。 ・原色は使用しない。

■ 看板のイメージ



2-4 緑化措置

対象物	対象部分	内容
生垣	緑化全般	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の責任により、通年維持管理できるものであること。 ・5メートル以上の場所であること。 ・密植させる。 ・敷地よりはみ出さないようにする。 ・景観に合った植栽、樹種とする。

■ 生垣のイメージ

